

潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事

図面番号	図面名称
E - O 1	特記仕様書(1)
E - O 2	特記仕様書(2)
E - O 3	付近見取図・配置図・凡例
E - O 4	1階平面図(改修前・改修後)
E - O 5	3階平面図(改修前・改修後)
E - O 6	4階平面図(改修前・改修後)
A T - O 6	【参考図】付近見取図、配置図兼仮設計画図

潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事 特記仕様書							項目	特記事項			項目	特記事項					
I 工事概要 1. 工事場所 2. 建物概要	高知市高見町248番地																
建物名称 北舎 西昇降所棟	構造 RC造 RC造	階数 4階 平家	建築基準法に基づく延べ面積 3,400m ²	消防法施行令別表第一 主要用途	都市計画法に基づく用途地域 都市	備考											
3. 工事種目 校舎 1. 電灯設備 2. 動力設備 3. 拡声設備	一式	4 テレビ共同受信設備	一式	7 発生材処理	一式												
4. 関連工事等	○ 建築工事	電気設備工事	○ 衛生設備工事	空調設備工事	植栽工事	外構工事	解体工事										
5. 竣工期	完成期限の()日前 (令和 年 月 日)																
6. 部分使用 (工事請負契約書第34条第1項)																	
II 設備工事仕様																	
1. 特記仕様	項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 3. 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4. 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5. 特記事項に記載の＜＞内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官営施設部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準規格(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ・対象 (・業者指定期型 ○受注者希望型) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 実施要領(營繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsutsuka.html) ・対象外(理由):																
項目	特記事項																
一般共通事項																	
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・給水装置新設分担金																
2 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 (請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]																
③ 書類の書き方	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]																
④ 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]																
5 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]																
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に關する当該建物に係る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]																
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次回の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。																
⑧ 工事写真	工事写真是L版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) (1.2.4) [1.2.4] 撮影方法は、国土交通大臣官房官営施設部監修「營繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施する場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。																
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。																
⑩ 電気保安技術者	適用する (1.3.2) [1.3.2]																
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3](1)(7)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ○図示																
⑫ 工事の保険	○資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。 ○上下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 ○AT-06 付近見取図・配置図兼設計図参照																
13 契約保証	工事請負契約後、速やかに工事目的的、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※ 金銭的保証方式																
14 前払金支出割合区分補正	・有 ○無																
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他警種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。																
項目	特記事項																
16 統括安全衛生管理義務者の指名	配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。																
17 発生材の処理	資 格 1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A) 2. 交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備業者 (交通誘導警備員B)	資 格 要 件 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	配置人数 人	23 特別な材料の工法	特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。												
18 石綿含有材の事前調査	18.1 特別な産業廃棄物の処理方法 P C B 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 フロン類の回収・破壊を図るもの (・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器) フロン放出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 特殊な建設副産物 (・ 六つ化硫酸黄ガス ・ イオン化式煙感知器) 開閉器に含まれる六つ化硫酸黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオナ化式煙感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 セッコウボードの処理方法 ひ素・カドミウム含有セッコウボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及び素・カドミウム含有セッコウボード以外のセッコウボードの処理 ・ 再資源化施設で再資源化	18.2 不正軽油の使用の禁止 P C B 使用機器 P C B 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 フロン類の回収・破壊を図るもの (・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器) フロン放出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 特殊な建設副産物 (・ 六つ化硫酸黄ガス ・ イオン化式煙感知器) 開閉器に含まれる六つ化硫酸黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオナ化式煙感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 セッコウボードの処理方法 ひ素・カドミウム含有セッコウボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及び素・カドミウム含有セッコウボード以外のセッコウボードの処理 ・ 再資源化施設で再資源化	18.3 不正軽油の使用の禁止 P C B 使用機器 P C B 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 フロン類の回収・破壊を図るもの (・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵冷凍機器) フロン放出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 特殊な建設副産物 (・ 六つ化硫酸黄ガス ・ イオン化式煙感知器) 開閉器に含まれる六つ化硫酸黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオナ化式煙感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 セッコウボードの処理方法 ひ素・カドミウム含有セッコウボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及び素・カドミウム含有セッコウボード以外のセッコウボードの処理 ・ 再資源化施設で再資源化	19.1 消防計画	26 建築物等の利用に関する説明書 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubutiryou_tebiki.html) 完成図面に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.11.3]												
19.2 取扱い説明	27 不当要求等への対応 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubutiryou																

項目	特記事項	項目	特記事項	機器取付高																																	
電気設備特記仕様		20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。																																		
① 機材	メーカーリストによる。	21 一般照明の照度測定等	照度全般において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時 (※夜間 ・ 昼間)) ・ 星光率 (調光制御点灯時 (※夜間 ※星間)) ※照度測定基準 : JIS C 7612に準じて行うこと。																																		
② 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※ 本工事 ・ 別途工事 補強 ・ 本工事 ※ 別途工事 自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーハンジ ・ 本工事 ※ 別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事 (埋出しが本工事) ただし、ダウントライト等、切込み寸法が 小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事 (埋出しが本工事) 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の板 枠 枠 補強 ・ 本工事 ※ 別途工事 照開器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※ 本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ピット(ふたを含む) ・ 本工事 ※ 別途工事 屋外の受変電設備基礎 ※ 本工事 ・ 別途工事 動力機器(電動機など)への接続 ※ 本工事 ・ 別途工事 電話保安器用接地 ※ 本工事 ・ 别途工事	22 受変電設備	電力ヒューズ(現用の定格値)を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ SOG制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																		
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(FP)及び耐熱ケーブル(HP)はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。	23 テレビ共同受信設備	分歧器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形(デジタル放送対応品)とする。 電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要 (a)受信レベル (b)ビット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質 ※ 测定内容については、監督職員と協議すること。																																		
④ 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ ブライマ処理後指定色塗装(2回塗り) ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する PF管は単層管(タイプ25)とする。	24 構内埋設線路	埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 鋼装道路 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																		
⑤ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。	25 ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																		
⑥ フラッシュプレート材質	・樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス	26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房官房常務部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0でし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。																																		
⑦ カバーブレート	用途別表示としてシール等を貼付する。	27 特定天井への対応	施設の分類 ・ 特定の施設 ・ 一般的施設 重要機器 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 端子盤設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他 ()																																		
⑧ 接地極	※ 下記による。なお接地棒EBの長さは1,500mmとする。 接地の種類 記号 接地抵抗値 接地極 共同接地 EA ED 10Ω以下 EB (14φ) × 3連-2組 A種 EA 10Ω以下 EB (14φ) × 3連-2組 B種 EB 200Ω以下 EB (14φ) × 3連-2組 C種 EC 10Ω以下 EB (14φ) × 3連-2組 D種 ED 100Ω以下 EB (10φ) × 1 雷保護 EL 10Ω以下 EP × 1 高压避雷器 ELH 10Ω以下 EB (14φ) × 3連-2組 ・ 図面特記による。	28 風圧力	局部震度法による建築設備機器(水槽を除く)の設計用標準水平震度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般的施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>耐震クラス</td><td>S</td><td>A</td><td>B</td><td></td></tr><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr></tbody></table> 備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般的施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	
設置場所	耐震安全性の分類																																				
	特定の施設		一般的施設																																		
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																		
耐震クラス	S	A	B																																		
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																	
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																	
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																	
⑨ 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・ 黄銅板製 ・ ステンレス製 上記以外の接地極及び地中記録の表示 800 × 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中記録には電圧、線路長に関係なく標識シート(ダブル)を管頂と地表面の中間に設ける。	29 機器取付高	天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																		
⑩ 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1.4.3]	30	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗さ区分は、次の数値とする。(ボール型照明についてはJIL1003を適用とする。) 風速(Vo) : • 38m/sec (• コンクリート柱 ・ テレビアンテナ ・ 避雷針 ・ 太陽光電池アレイ ・ 60m/sec (• ボール型照明 ・))																																		
⑪ 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。	31	地表面粗さ区分 : ※ III																																		
⑫ 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならう補修する。	32																																			
⑬ 屋上・壁側の支持金物	原則としてステンレス製とする。(袋柱金物は除く)	33																																			
⑭ 絶縁防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。	34																																			
⑮ はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。	35																																			
⑯ あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。	36																																			
⑰ 配線器具	タンブ拉斯イッチは大角型通用形(ネーム入)とする。 壁付コンセントは原則として大角型通用形とし、通用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電流等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。	37																																			
⑱ 照明器具等の接地	接地線は原則としてIE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。	38																																			
⑲ 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。	39																																			
高知市 都市建設部 公共建築課																																					
工事名																																					
潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修電気設備工事																																					
図面名 特記仕様書(2) 更新日 2024.04.01 作図年月日																																					
備考																																					
※ メーカーリスト以外の機器でも監督職員が同等品以上と認めた場合、若しくは評価名簿に記載されたものについてはこれによらない。																																					
打合せ事項																																					
官公庁等名		打合せ日時	令和 年 月 日																																		
打合せ事項																																					
官公庁等名		打合せ日時	令和 年 月 日																																		
打合せ事項																																					
官公庁等名		打合せ日時	令和 年 月 日																																		
打合せ事項																																					
官公庁等名		打合せ日時	令和 年 月 日																																		
打合せ事項																																					

市
村

E - 02

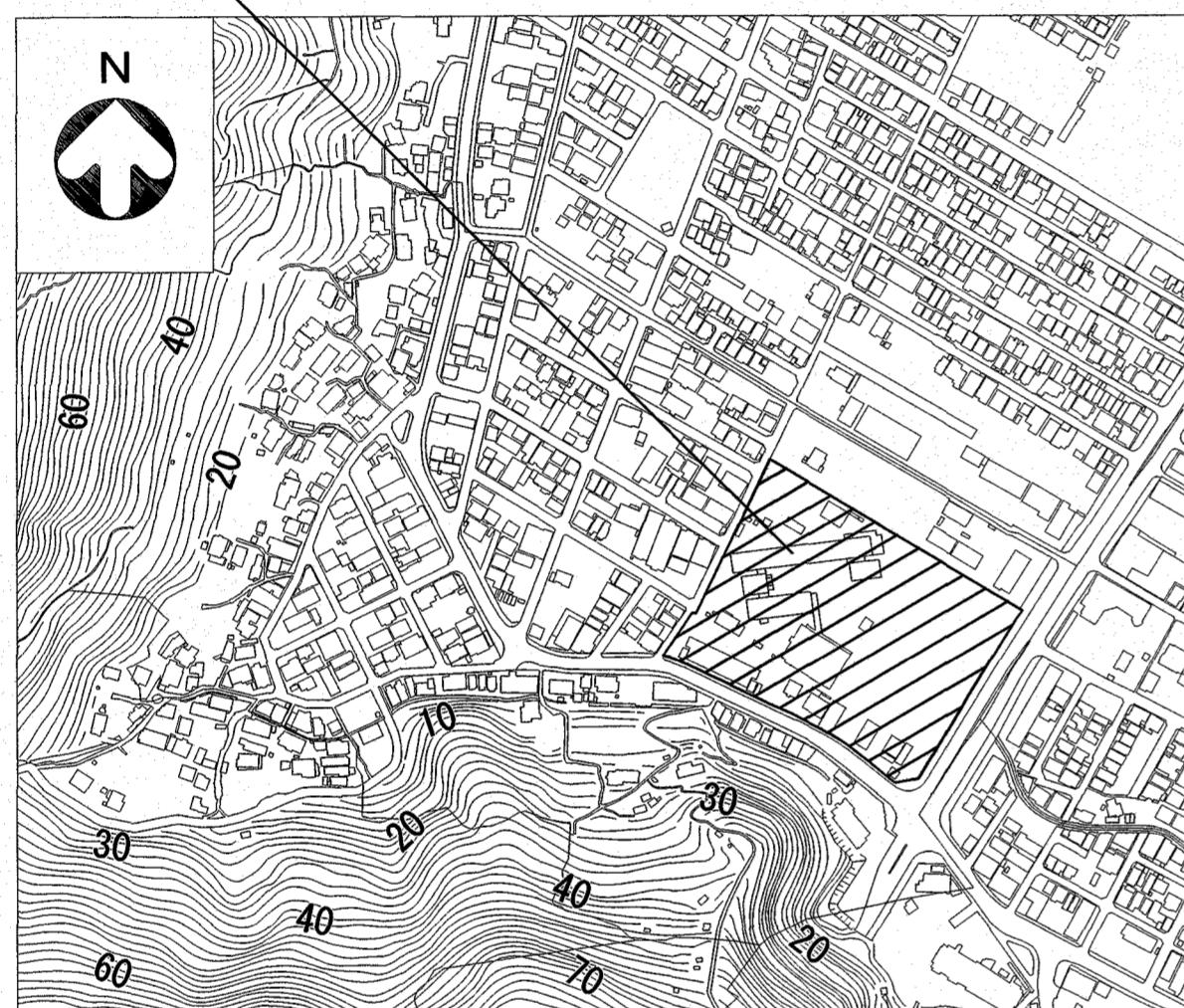
工事概要

- 外壁等改修に先立ち実施する架空線の保護及び機器の一次退避
- 取付面の改修撤去に伴う配管、配線及び機器の移設
- 改修期間中に防犯カメラ及び拡声設備を使用可能とするための仮設
- ※ 実質工期 2か月程度

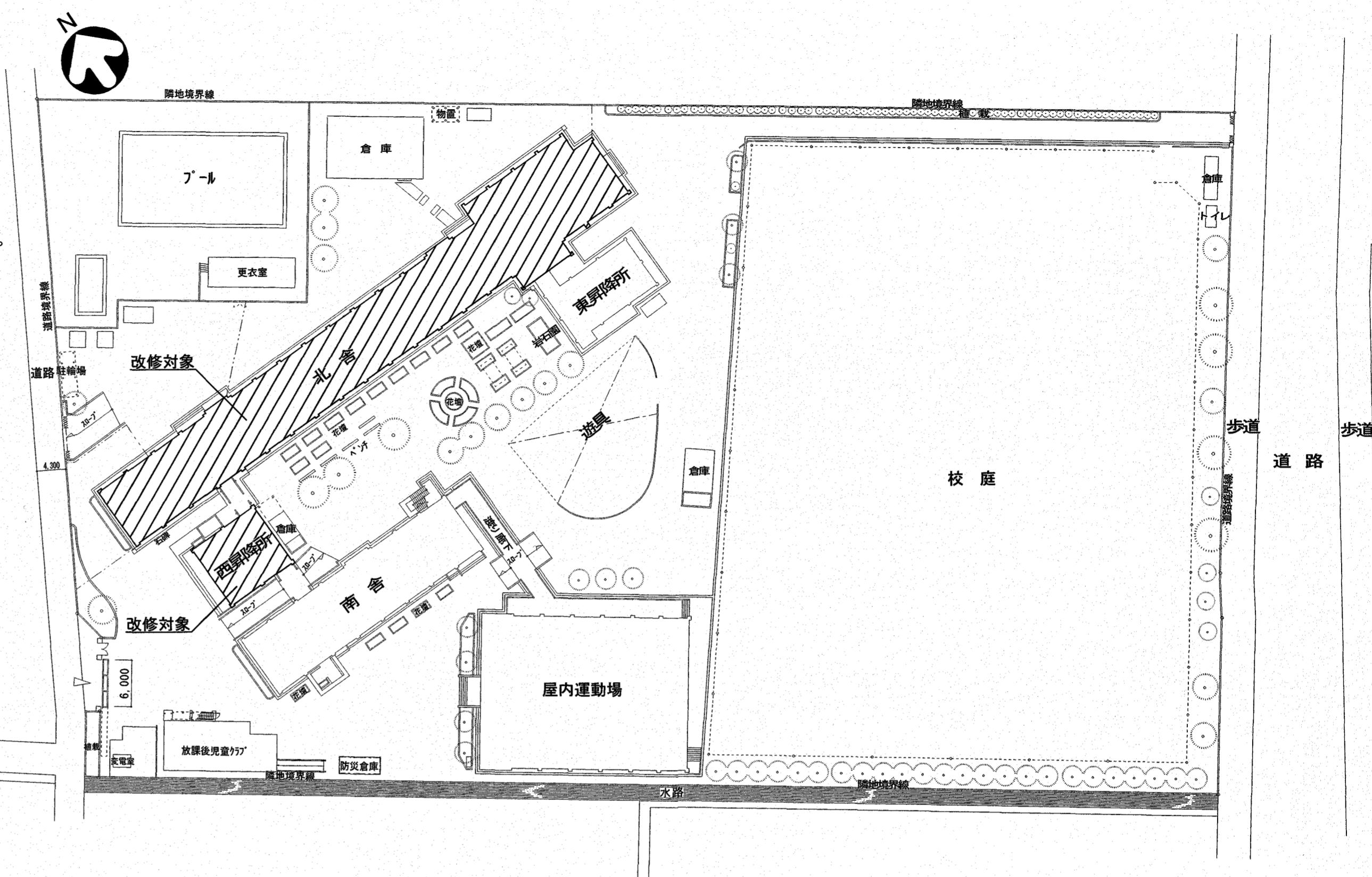
施工条件

- 架空線の保護及びテレビ用パラボラアンテナの取外しについては、別途工事により足場が設置される前に行うこと。
- 架空線の保護の撤去及びテレビ用パラボラアンテナの再取付けについては、別途工事により足場が撤去された後に行うこと。

工事場所：高知市高見町248番地1



付近見取図



配置図
S=1/600

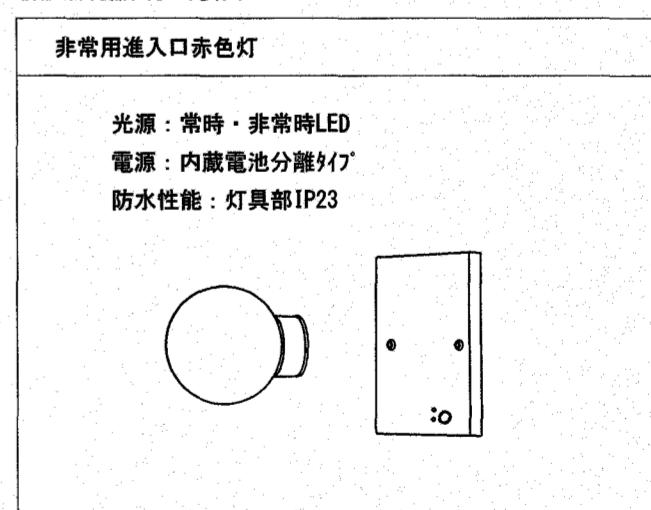
凡例(改修前)

■ 動力盤	
■ 分電盤	
■ 接地端子盤	
■ 非常用進入口赤色灯灯具部・ブロック部埋込型(電池内蔵型)	
□ ホーン型スピーカ	
■ テレビ用パラボラアンテナ	
■ テレビ用パラボラアンテナ アンテナマスト共	
□ 防犯カメラ	備考 × : 撤去 ★ : 取外し再取付け ☆ : 取外し再取付け(足場設置期間は、足場に取付け)
■ 人感スイッチ	
■ PB1 ブルック SS300×300×200WP-SUS	○ ホーン型スピーカを足場に取付ける際は、PF管(22)で保護されたEM-HP 0.9-2Cでケーブルを延長する。
■ PB2 ブルック SS500×350×300WP-SUS	○ 防犯カメラを足場に取付ける際は、PF管(22)で保護されたEM-S-5C-FBでケーブルを延長する。
—H— CV 2.0-2C×2 天井コロシ	
----- 既設	

凡例(改修後)

■ 動力盤	■ PB4 ブルック SS100×100×100WP-V
■ 分電盤	■ PB5 ブルック SS100×100×100-V
○ 非常用進入口赤色灯灯具部	■ PB6 ブルック SS200×200×100-V
■ 非常用進入口赤色灯電源ブロック部直付型(電池内蔵型)	EM-FP-C 5.5-3C (HIVE28)
▲ 非常用進入口シール 内貼	2F3 EM-EEF 2.0-3C 天井コロシ
□ ホーン型スピーカ	メモリA型で保護 天井立上げ部メモリA型用コネクタ
■ テレビ用パラボラアンテナ	既設
■ テレビ用パラボラアンテナ アンテナマスト共	
□ 防犯カメラ	備考 × : 撤去 ★ : 取外し再取付け ☆ : 取外し再取付け(足場設置期間は、足場に取付け)
○ アウトレットボックス 102口×54	
■ PB1 ブルック SS300×300×200WP-SUS	○ ホーン型スピーカを足場に取付ける際は、PF管(22)で保護されたEM-HP 0.9-2Cでケーブルを延長する。
■ PB2 ブルック SS550×350×300WP-SUS	○ 防犯カメラを足場に取付ける際は、PF管(22)で保護されたEM-S-5C-FBでケーブルを延長する。
■ PB3 ブルック SS150×150×100WP-SUS	

新設照明器具参考姿図



高知市 都市建設部 公共建築課

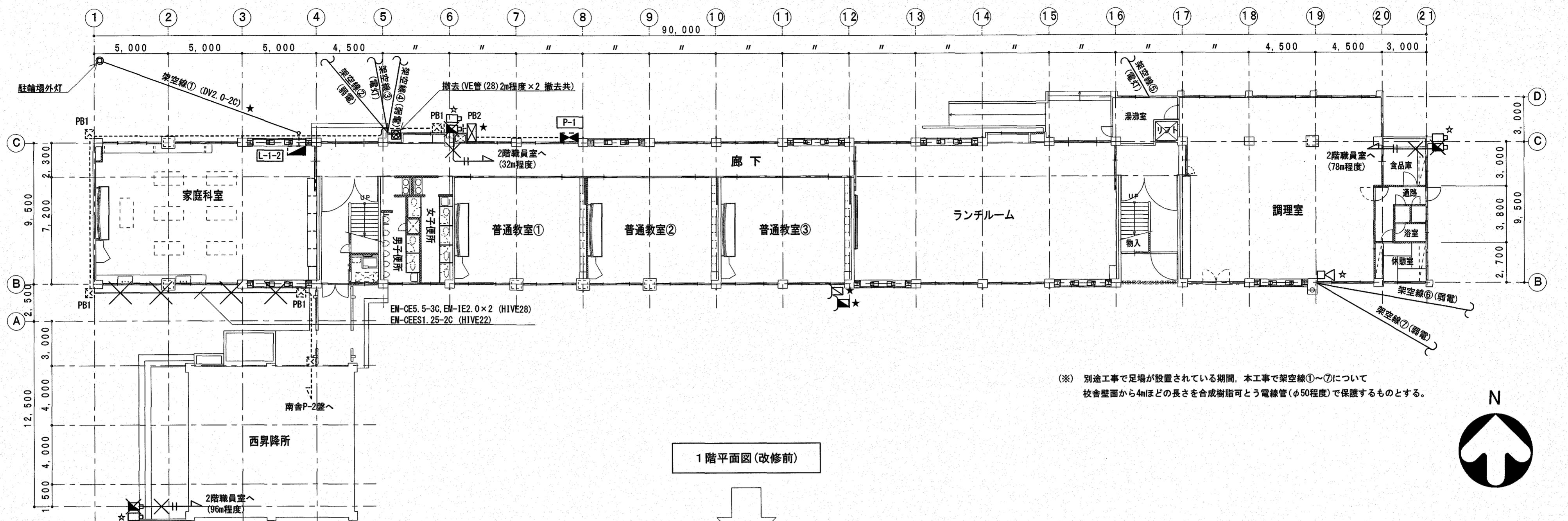
工事名

潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事

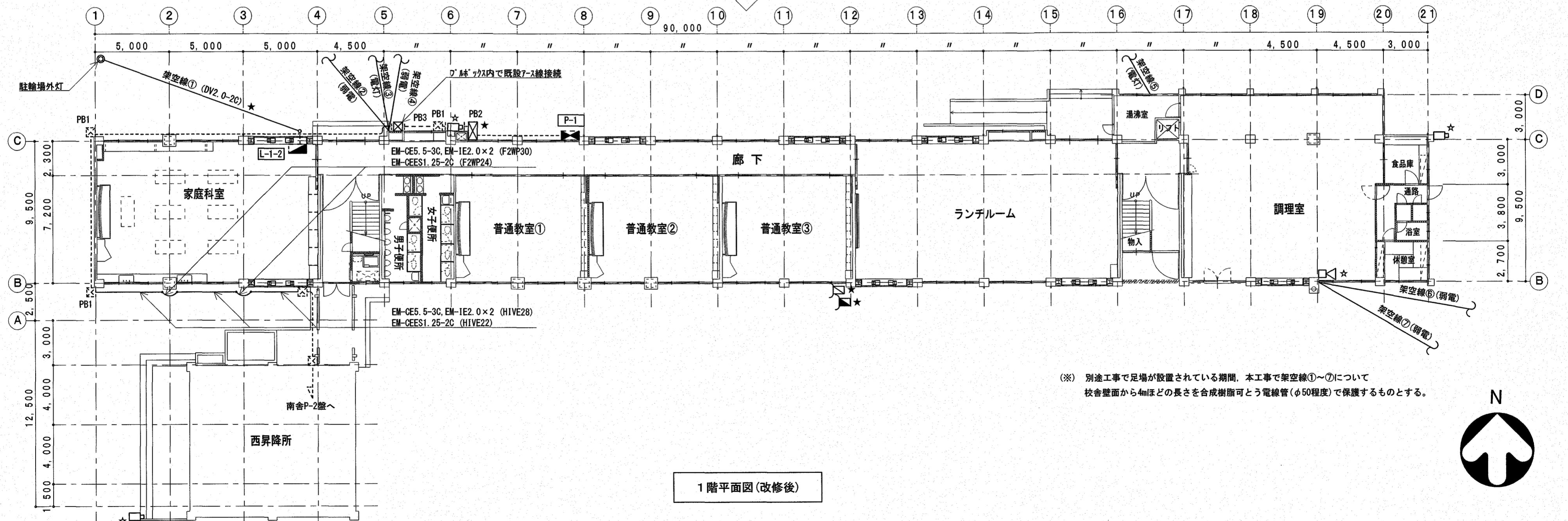
図面名 付近見取図・配置図・凡例

係	係長	課長補佐	課長	図面番号
(印)	(印)	(印)	(印)	E-03

年 月 日



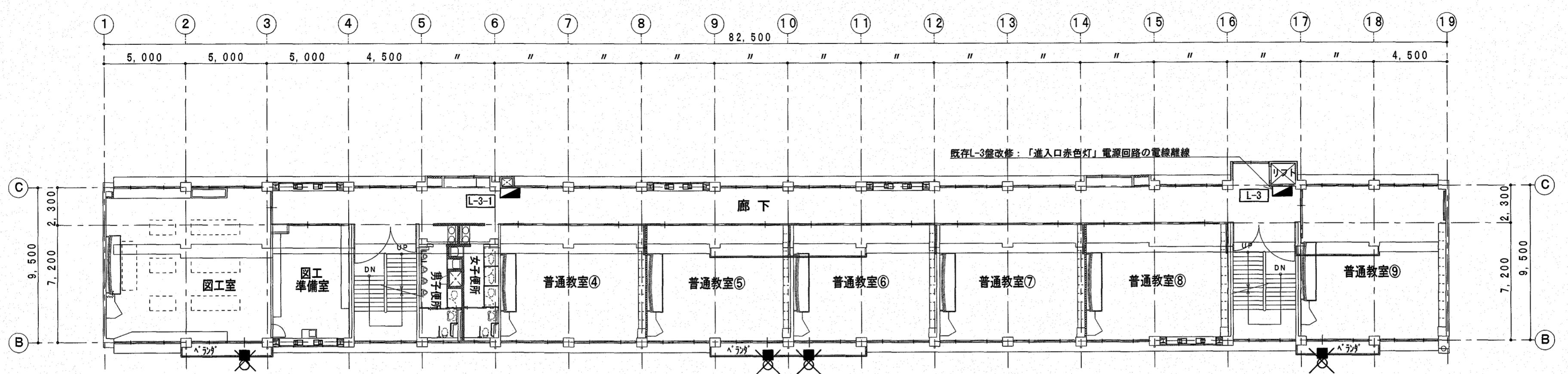
1階平面図(改修前)



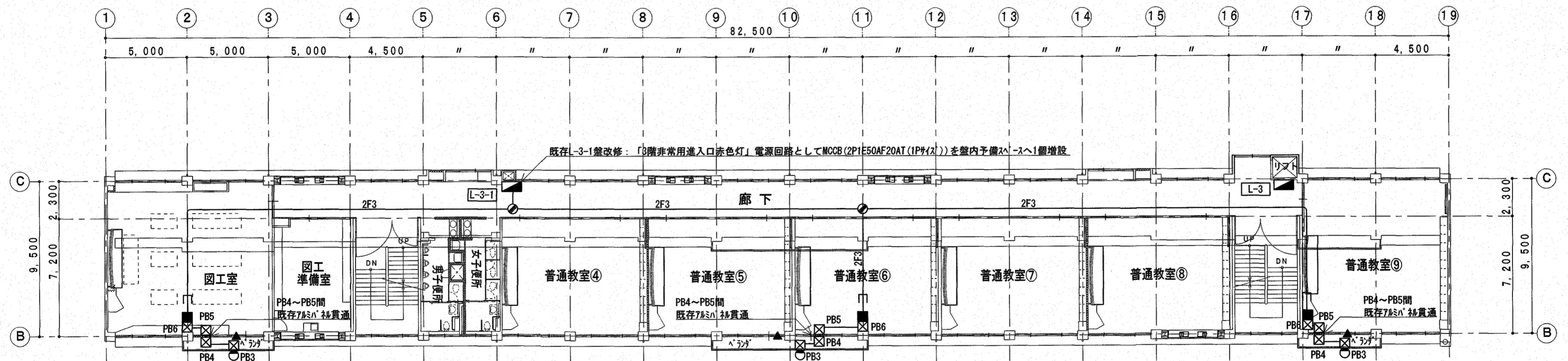
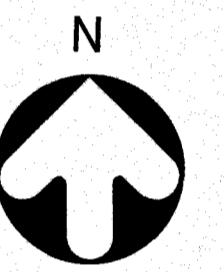
1階平面図(改修後)

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江南小学校北舍・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事	○	○	○	○	E-04
図面名	1階平面図(改修前・改修後)	縮尺	1/200	作図年月日	



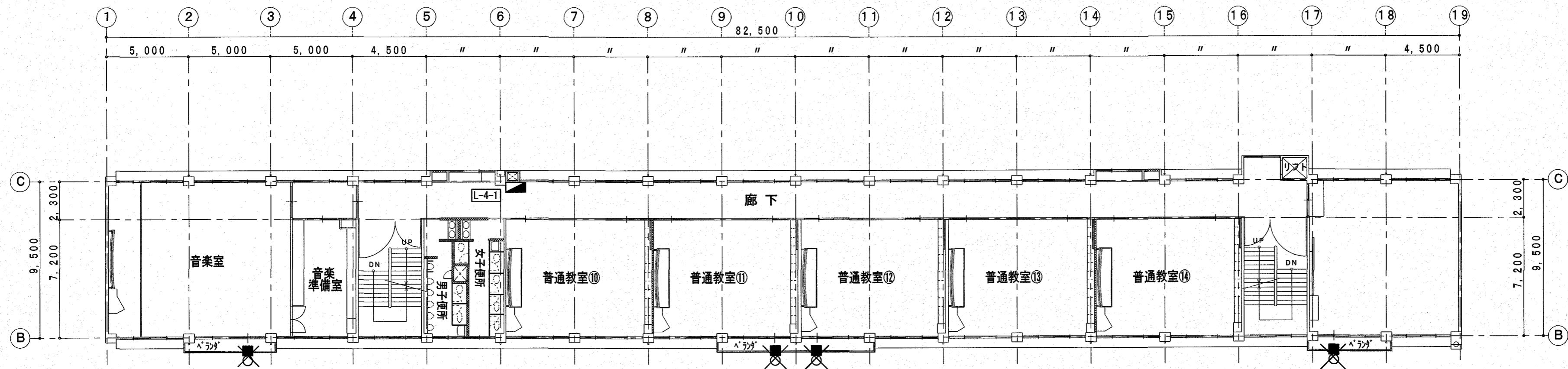
3階平面図(改修前)



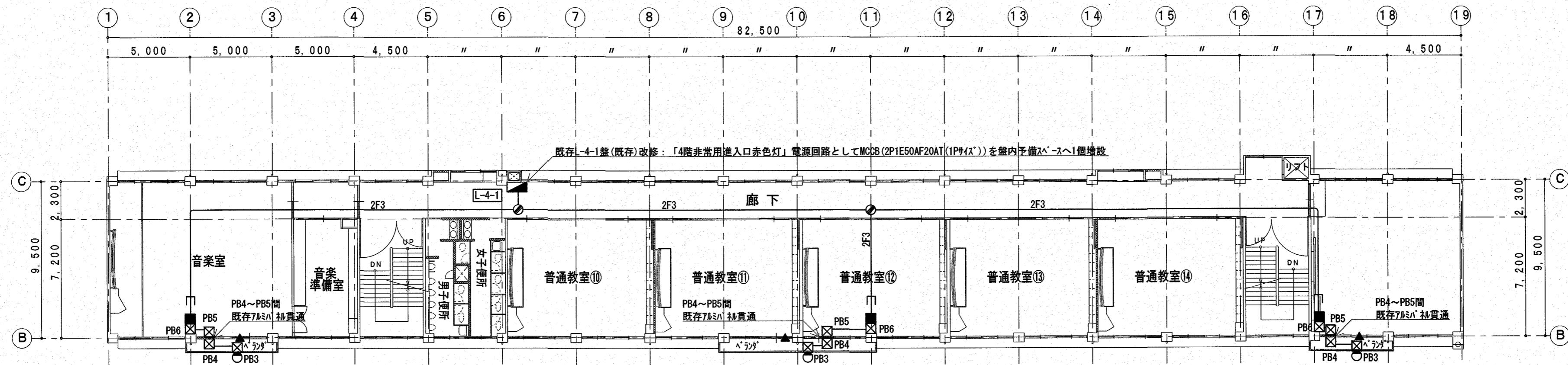
3階平面図(改修後)



工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市 都市建設部 公共建築課					
潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事					E-05
図面名	3階平面図(改修前・改修後)	縮尺	1/200	作図年月日	



4階平面図(改修前)



4階平面図(改修後)

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市 都市建設部 公共建築課					
潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事	○	村	松木		E-06
図面名	4階平面図(改修前・改修後)	縮尺	1/200	作図年月日	



陸地境界線

倉庫①【移動】

物置

プール

更衣室

駐輪場

4,300

6,000

10m

北舍

花壇

10m

南舍

放課後児童クラブ

防災倉庫

合板等

W=3,000

H=2,500程度

W=1,800程度

H=2,000程度

W=2,900×D=2,300×H=2,100

シート養生、碎石敷き(0~40)t=100

△ : 工事関係車両・資機材置場

△ : 工事関係車両出入口

△ : プラスチックフェンス H=1200程度

△ : 仮囲い (ガードフェンス H=1800程度)

△ : 仮囲い (ガードフェンス+メッシュシート H=1800程度)

■ 凡例

■ 工事対象建物

△△△ : 工事関係車両・資機材置場

△△△ : 工事関係車両出入口

△△△ : プラスチックフェンス H=1200程度

△△△ : 仮囲い (ガードフェンス H=1800程度)

△△△ : 仮囲い (ガードフェンス+メッシュシート H=1800程度)

■ 施工条件・注意事項

- 工事に支障のない範囲で、屋内の換気が行えるように配慮すること。
- 登校時間帯午前7時30分から午前8時30分は工事車両(通勤車両を含む)の出入りを禁止する。(夏季休業・冬季休業は除く)
- 外壁面に設置されている設備(配線・配管・室外機など)は既存のままとし、養生のうえ作業を行うこと。
- 夏季休業期間:7月19日～8月31日
- 冬季休業期間:12月26日～1月7日
- 工事関係車両・資機材置場は、関連工事業者と共同で使用すること。
- コンクリート等の撤去作業は、騒音に配慮した工法(パドクランバー使用等)とすること。
- 大きな騒音や振動を伴う作業は、作業範囲・日時を事前に施設管理者と協議すること。

■ 現場作業不可日

学校行事(下記)の日は作業禁止とする。なお、予定が変更となる場合があるので、事前に施設管理者に確認すること。

○全作業禁止日

9月 5日(PM)

11月 15日、28日

12月 2日(AM), 4日(PM), 23日(PM), 24日(PM)

1月 25日

2月 28日

3月 23日, 24日

○騒音作業禁止日

9月 1日(PM 2:00まで), 17日, 18日(8:30～8:50)

10月 1日(2時間目まで), 22日, 23日(8:30～8:50)

11月 14日

12月 25日(AM)

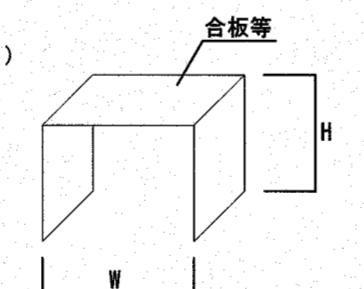
1月 23日(AM)

3月 19日(AM)

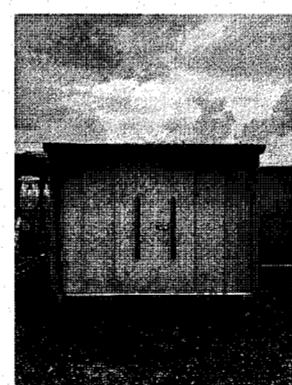
■ 利用者出入口 三方養生 寸法図

① W=3,600程度 H=2,500程度

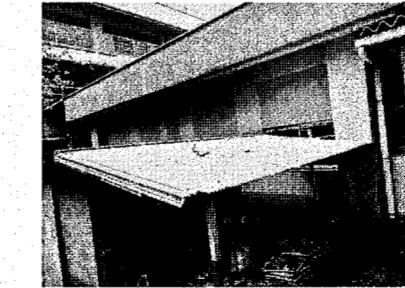
② W=1,800程度 H=2,000程度

倉庫①
【移動】

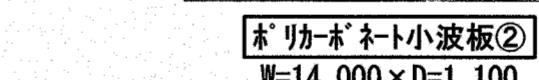
W=2,900×D=2,300×H=2,100

※ 合板等にて足場及び足場と建物の隙間は三方養生を行うこと。
※ 出隅部は養生すること。ポリカーボネート小波板①
W=3,750×D=2,000

【撤去】下地は既存のまま

ポリカーボネート小波板④
W=4,000×D=2,400【撤去・新設】下地は既存のまま
※新設ポリカーボネート大臣認定番号DW

【一時撤去・再設置】下地は既存のまま

ポリカーボネート小波板②
W=14,000×D=1,100【撤去・新設】下地は既存のまま
※新設ポリカーボネート大臣認定番号DWポリカーボネート小波板③
W=4,750×D=2,100【撤去・新設】下地は既存のまま
※新設ポリカーボネート大臣認定番号DWポリカーボネート屋根
W=2,100×D=7,200
W=3,000×D=3,600

【参考図】

樹木
【剪定】

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江南小学校北舎・西昇降所棟外壁等改修に伴う電気設備工事					
図面名 付近見取図、配置図兼仮設計画図	縮尺 1/600	作図 2025年 4月 日	AT-06		